支部長

会報

平成5年1月1日　第194号　隔月1回発行

行政ほっかいどう

1993.1

新年あけましておめでとうございます。

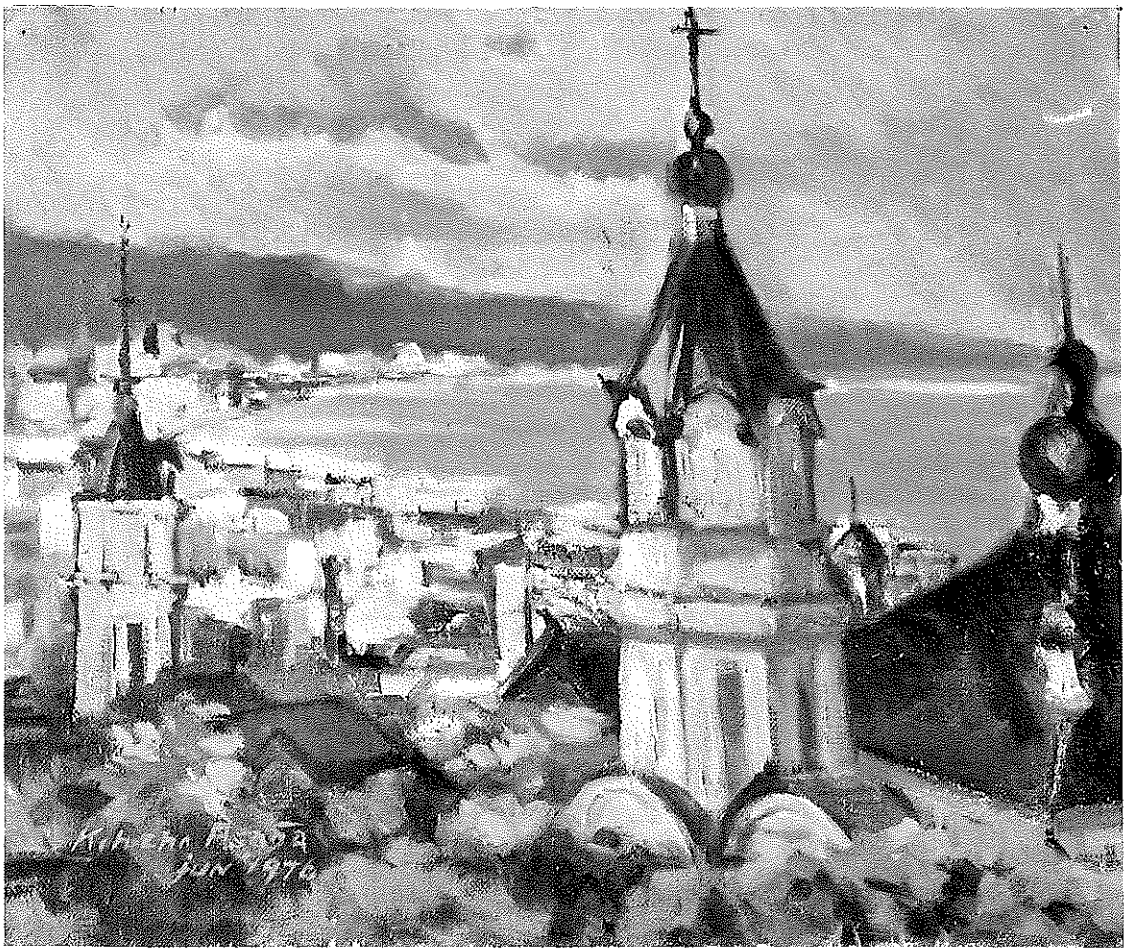

「元町風景（函館）」札幌支部（西区）　朝田廣三会員

北海道行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会

≪新年の挨拶≫

年頭にあたって …… 北海道知事 横路孝弘 …… 3
「自己責任」に基づく行動を …… 会長 日向寺正幸 …… 4
職域の確保、今後の課題 …… 副会長 後平邦彰 …… 5
新時代に相応しい人材と組織を …… 〃 五十嵐一寿 …… 6
大人の判断 …… 〃 米倉博 …… 7
正月に思う …… 総務部長 阿部力男 …… 8
今年に〝春〟を期待 …… 経理部長 本間秋光 …… 9
隣接士業間の協調 …… 企画部長 坂下尊 …… 9
行政手続法制定の年に …… 業務研修部長 中川宏熙 …… 10
創意工夫でマンネリ打破 …… 監察部長 佐々木英寿 …… 11

○四士業懇談会報告 …… 総務部長 阿部力男 …… 12
○道東四支部専門者交流会と役員研修会 …… 釧路支部長 遠藤昇 …… 13
○要綱に関するアンケートの回答書を読んで …… 車庫証明対策委員会 …… 14
○行政書士の近未来像巡り議論 …… 札幌支部 森一雄 …… 21

≪業務資料≫

所得税法施行令の一部を改正する政令について …… 23

≪その他≫

札幌支部で初の外国人無料相談会を開催 …… 24
年計報告の提出について …… 24
本会の主要行事・支部のうごき …… 25
表紙のことば・編集後記 …… 23～24

≪日政連北海道支部だより≫

会員増強に特段の努力 …… 日政連北海道支部長 日向寺正幸 …… 26

年頭にあたって

北海道知事 横 路 孝 弘

道民の皆さん、明けましておめでとうございます。今年も、皆さんとともに新春を迎えることができましたことを、たいへんうれしく思っています。

おかげさまで、私も知事に就任してから今年で10年目を迎えました。

今から120年前、初めて北海道を訪れたホーレス・ケプロンは「北海道は、気候といい、資源といい、実に素晴らしい島である。この地は十分開拓されるべき可能性に富む大地である」と述べています。私が知事に就任した当時、北海道は産業構造の転換など、たいへん厳しい時期にありましたが、これを乗り切るには、何より北海道の持つ潜在力を十分にひきだしていかなければならないと考えました。

このときスタートした「一村一品運動」は、特産品づくりもさることながら、私たち一人ひとりが自分たちの足元をしっかりと見つめ、自主自立の心を養い、すべての力を合わせて新しい北海道づくりを進めようという運動でもありました。この呼びかけにこたえるように、地域の活性化を図ろうとする機運が盛り上がり、道内各地ではみどり豊かな自然や広大な空間を生かしたまちづくりをはじめ、地域の特色を生かした特産品づくりやユニークなイベントの開催などが盛んになりました。

地域づくりはそれに携わる一人ひとりが主役です。思えば、この10年間に出会った多くの皆さんの明るい笑顔とたくましい行動が私を支え、そしてこの北海道を動かしてくれたと思っています。これまで、北海道の発展にご協力いただいた皆さんと、私たちをはぐくんでくれた素晴らしい北の大地に、心から感謝しています。

北海道の産業は年ごとに力強さをみせていますが、さらに長期的に発展していくためには、厚みと広がりのある産業構造をつくりあげることが必要です。道内では企業立地や新技術の導入、新製品の開発などが活発に行われており、こうした動きを心強く思っています。

一方、世界は新しい秩序の形成に向けて急速に動いていますが、この潮流を考えずにこれからの北海道の目指す方向を考えることはできないと思います。ボーダーレス化が進展するなか、北海道も世界各地とのつながりを強め、さらに世界に開かれた地域としていくことが大切です。

昨年7月には、新千歳空港の新しいターミナルビルが完成し、国内外との新たな航空路線も相次いで開設されるなど、国際空港としての機能がますます充実してきています。また昨年は、北方4島とのビザなし交流も始まり、島民の皆さんとの交流を深めることができました。さらに、今年の6月には、日本で初めての「ラムサール条約締約国会議」が釧路市で開かれますが、地球規模の環境問題をはじめ、北海道が幅広い分野で世界へ貢献できる地域となるよう、これからも努力を続けていきたいと思います。

「静かなる改革」の旗を掲げ、新しい北海道の創造に向けてこぎ出した船は、北の大地を愛する多くの皆さんの熱い思いとエネルギーに支えられ、21世紀に向けて揺るぎない航海を続けています。私はこれからも、皆さんと手を携えながら、かけがえのない北海道の魅力をさらにひきだすよう、そのかじ取りに全力を尽くしてまいりますので、今後とも変わらぬお力添えをお願いいたします。

新しい年が、皆さんと北海道にとって、希望に満ちたよりよい年となりますよう、心からお祈り申し上げます。

「自己責任」に基づく行動を

会　長　日向寺　正　幸

新年あけましておめでとうございます。

年頭にあたり、先ずもって本年も会員の皆様にとりまして良い年でありますよう心からお祈り申しあげます。また会員の皆様には、平素本会の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜わり厚く御礼申しあげます。お陰様で会務も順調に進展しており、役員一同、今年も気持を新たにして本会の更なる発展充実のために取組んで参る所存でありますので、何卒変らざるご支援ご協力の程を御願い申しあげる次第であります。

さて、ご承知のとおり、日本経済もバブル景気の崩壊から依然として低迷を続けており、その余波で、われわれ行政書士を取り巻く環境も極めて厳しいものがあります。

経済企画庁が昨年暮れに発表した７～９月期の国民所得統計速報によると、この期の国民総生産（ＧＮＰ）の実質成長率は、前期比、年率換算でマイナス1.6％となり、マイナス成長の最大の要因としては、民間設備投資の不振があげられており、また自動車や家電の売上げも不振で、百貨店やスーパーの販売額も前年割れが続いている状況であります。しかしながら、一般にこの７～９月期で景気は底を打ったとみられておりますので、今年は何んとかいい年になるようにと希望的観測をしているところであります。

行革審会長の鈴木永二氏は「バブルの後始末にしても自分でやるのが先決です。苦しいから助けてくれというのは甘えであって、そこに行政や政治が付け込んで来る」と警告しているように、経済界の自助努力を最大限求めなければ解決されな

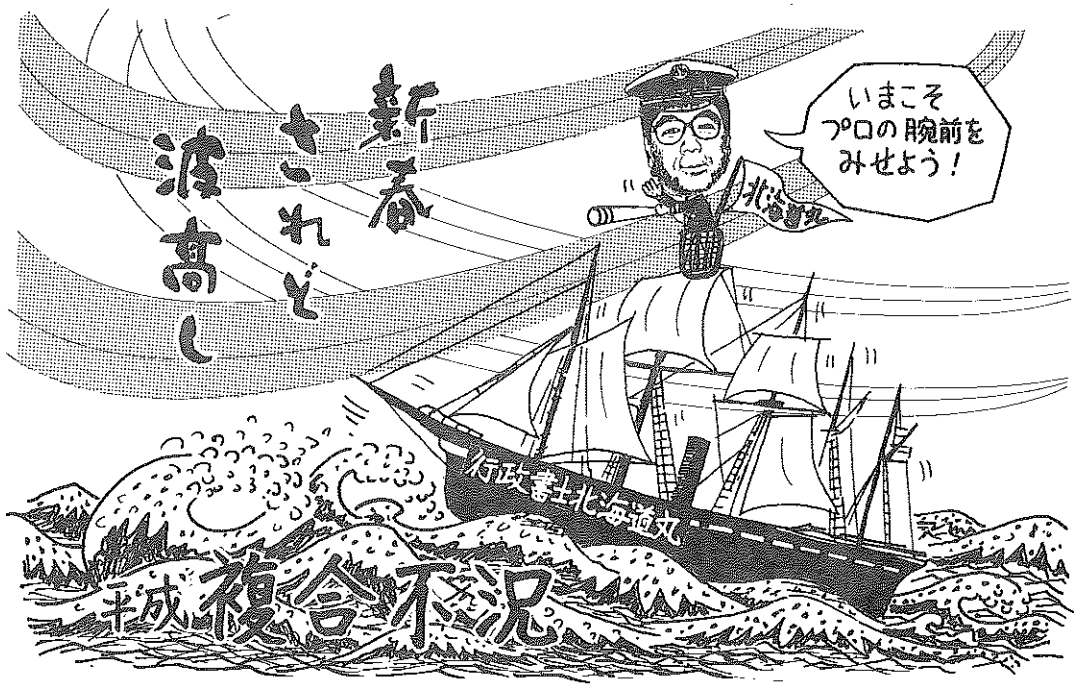

い問題であります。つまり責任の所在をはっきりさせることです。人間が病気になれば、医者はともかくとして、他人は治そうにも治されません。病人自身が自分で治すしかないのであって、それはどんな問題でも当てはまることであります。私共個々の行政書士としても又、行政書士会にとっても当然であります。自分でやったことのツケは自分で払わなければなりません。それが物事のけじめというものです。特にこれからの時代は、「自己責任の原則に則る」ということが最も大事なことであると思います。自己責任を忘れた行為は社会が評価しませんし、国民も納得しません。また他力本願的な方法は絶対に通用しないことを肝に銘ずべきだと思います。

この機会に会員の皆様に申しあげますが、昨年、本会として誠に残念な出来事がありました。それは某会員による他士業の職域侵犯事件です。土地家屋調査士法並びに司法書士法違反事実について両会からご指摘があり、本会から当該会員に対し、反復しないよう厳重に注意警告をしましたが、更に反復継続を重ねたため告発となり逮捕、起訴されたものです。当該会員の行為は、本会の指導警告を無視し、改悛の情がなく、行政書士として著しく品位を損なうものと認めざるを得ません。そして一人の行為が会並びに会員全体に及ぼす悪影響は計り知れないものがあります。このような事が発生すると、会としては、捜査段階から終結に至るまでの間にも問合わせや参考人調べ等さらに内部的には綱紀委員会に対する調査付託そして知事への報告といった一連の業務があり、これに伴う物心両面にわたる負担は多大なものです。どうか会員の皆様に年頭から斯かる過ちを絶対に起こさないことを強く御願い申しあげ、「自己責任の原則に則る」ことを念頭において、職責を果たしたいと考えるものであります。

特に今、行政書士にとって急務といえる懸案の行政書士制度の発展充実のための法改正など問題が山積しており、これが実現化に向けて、日行連では精力的な行動を展開中であり、私もその一員として参画しておりますが、今年は何んとか日処がたつものと確信しております。

何卒、皆様のご指導ご鞭撻を賜わりますよう心から御願い申しあげ、年頭のごあいさつといたします。

職域の確保、今後の課題

副会長 後平邦彰

新年を迎えおめでとうございます。

会員の皆様は気持ちを新たに仕事にお励みのこととお慶び申し上げます。

昨年はバブル崩壊の影響を少なからず受けた年ではないかと推測いたします。今年は公共投資により景気の向上が期待されていますが、道内は6月まで不景気が続くといわれております。会員の皆様の堅実な経営がこの危機を乗り越え、繁栄されますことを祈念いたします。

さて、平成元年に誕生しました申請取次行政書士制度は着実に歩みだし本会では現在4名の資格者が活動しています。今年度は、11月に行われたのと2月に予定している研修会に合わせて全国で2,100名余が、本会からは70名余の方達が受講され、この方達が申請取次行政書士の資格を得て業務を広げていかれることと思います。

また、新たな行政書士の専管の業務として地縁団体の認可申請手続きができることになりました。このような法律が新たにできたり、改正になるとそれに基づく手続き業務が新たにでてきます。それらの情報をいち早く察知し、他の法律で規制されないよう対処しております。

本会も日行連と歩調を合わせ業務の遂行に邁進しておりますが職域の確保と会員の品位の保持に

苦慮している現状でもあります。

職域確保については他士業との競合部分と無資格者の参入により建設業許可、農地申請、地縁団体の認可申請、風営法の届出などコンサルタントの名目で業務をする会社がある現状にどう対応していくかが今後の課題です。

会員の品位の保持に関しても会員各自が自覚を持ち他士業の職域を侵すことの無いようお願いします。たった一人の軽率な行動が会全体の品位を、信用を無くすることを自覚し業務にあたられる様お願いいたします。

年頭にあたり現状と私見を述べ、任期満了までより一層行政書士会が発展するよう微力ながら全力を傾注いたしますので、会員の皆様のご理解とご協力をお願いしあいさつといたします。

新時代に相応しい人材と組織を

副会長　五十嵐　一　寿

1993年の新春を迎えるにあたり、会員のみなさまには益々ご清栄であられますことを心からお慶び申しあげ、更めて、新年おめでとうございますと、御祝辞を申し上げます。

今ここに昨年1年間の私達国民又我々行政書士をとりまく、国の政治、経済に関わる諸問題を取り上げてみますと、実に政治の腐敗に始まり何等の解決をみずして、1年が終ったといっても過言ではなかろうかと考える訳でございます。我が会の諸事業執行施策におきましても、中央の諸情勢の推移にかかわる諸問題が山積しており、中央ではそれなりの行動はあったことは認めざるを得ませんが、何等解決がなされていない現状であります。ひるがえって我が会内部におきましても一部の会員のモラルの欠如とはいえ品位の保持、資質の欠如から惹起された法違反事件の問題も近年になく多発し、これらの問題解決処置につき総務部、綱紀委員会の解決努力も大変なことではなかったかと、推察しているところでございます。新年度におきましてはこのような事件が二度と繰り返さないよう、会員一人ひとりの戒めとして固く誓っていただき、心に秘めていただきたいと念願いたします。

さて私が担当してまいりました、車庫証明対策特別委員会の件でございますが、中央の諸情勢の動向に一縷の望みをもって今日まで耐望してまいりましたが、相当な強権発動的な法改正のない限り早急な解決策もなく、会員各位の要望もかなりつよく、その地域なりの実情を勘案しながら改革をはかるべきであると信じ、「行政ほっかいどう」92－11月号掲載の佐々木委員長のご報告の通り、92年度定時総会において議決をいただき、車庫証明対策特別委員会の幕引きをいたしたところでございます。ここに歴代の委員長の各位、そうして委員の皆様、又、会員各位のみなさまに対し本当に心からの謝意を申し述べさせて頂きます。誠にありがとうございました。

さて、北海道の新年度の目標としましては、会則および施行規程の検討見直し案の上程、行政手続法の早期法文化の制定、その他新車庫対委員会の要綱案の策定と、全道ネットワーク構築に対する会員名簿の作成完成をさせなければなりません。

最後に、健全財政の維持確立のため会員各位の一層のご理解とご協力をお願いする次第でございますとともに「古い歳に、新しい酒を」という諺にありますように、新時代に相応しい人材の更新と革新に相応しい組織のあり方をみつめなおす事も必要ではなかろうかと思考しております。

どうぞ会員各位のご隆昌を希い一層の本会に対するご理解とご協力をお願い申し上げまして、新年にむけての言葉といたします。

大人の判断

副会長 米倉 博

明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、1993年の新春を迎えられましたこと、お慶び申し上げます。

さて、世間一般の常識からみると、今の政治、行政の在り方は実に分かり難くい。国民の常識というのは、実生活の中での体験に基づいて判断をし実践するものであり、その体験が特別な事情を除いては誰しもが日常なんら疑問もなく又了解される中から築き上げられて一つの常識として認知されるものである、と思う。従って、ある事柄に対する言動は誰もが承認できる限りにおいて社会の常識といえるのではないか。それは、ある事柄の結果に至る過程を多くの人々と共に経験したことによって見えるから了解するのであろう。政治や行政は、その過程がよく見えない、即ち不透明である。ここに分かりにくさがあるのだろう。

自分一人が世にも不思議な体験をしたことについて、これが常識だと他人に押しつけたところで了解する者はいまい。このような場合一般人なら自分の体験を信じてもらえず悩んでしまうだろう、そうして二度とその体験を話すことはあるまい。世間の常識からすると考えられない体験として狂人扱いにされてしまいかねないからである。政治家や官僚（すべての者でないことを断っておく）の言動は、一般国民の常識という物差しで計って、計りきれるであろうか。まったく別の物差しが必要となるのではないか、と思う。しかし、その責任は政治家や官僚にだけあるのではなく、国民全体の悪習というか国民性とでもいうのか分からないが、とにかく国民にも責任があると思う。

「長いものには巻かれろ」とか「泣く子と地頭には勝てぬ」という諺があるが、なんの力をもたない者が世間一般の常識や正論をもって力のある者に立ち向かったところで勝ち目がないところから、力をもつ者に逆らっては利益にならない。即ち、保身の策をいうのであろう。これを俗に「まま、なな」の社会ともいう(?)。言い替えれば大人の判断というやつか。この思想を否定すれば現状では生活しずらいことはたしかである。しかし、そうだからといって、このままずるずる「まま、なな」を続けていくならば世の中変わらない。ここらでひとつ大人の判断っていうやつを捨ててみる勇気を出してみてはどうか。皆んなでやれば怖くない。一人がやっても実らない。透明性を確保するには曖昧な妥協は許されないのではないか。

翻って、本会はどうか、大人の判断が充満していないか、行政書士業に将来を託し希望をもって入会する会員に夢敗れて山河あり、といわしては、いないであろうか、もし、そうであるとするならば、その責任はどこに、又誰にあるのであろう。しっかりと考えなければならない、と自省しているところである。反省だけなら猿でも出来るそうである。猿に負けてはならない、いや猿以下になってはならないのであると。

今、行政書士会が会員から問われているものがあるとするならば、いったいなんであろうか。思うに、総論的にいえば行政書士の社会的信頼度を高めるような活動をして欲しいということではなかろうか。もしそうだとするならば、その目的を成就させるために、どのような各論の活動が必要となるのかを検討しなければならないであろう。そうして、その活動を行う大前提として、世の中を変えると同じように大人の判断を破って、会の大改革を行うため、その組織活動に対する目的意識の改革が、どうしても必要となる。即ち、「まま、なな」の大人の判断から脱皮しなければならない、ということである。例えば、組織運営上の種々の判断に当たってはその場限りの思いつき、

無責任な言動により混乱を招いて収拾のつかないような状態を排除して、目的達成のための判断であり行動でなければならないということである。これは、組織を直接運営する者は当然であるが、会員個々が「おれ、しーらない」では困るのである。

最後に、大人の判断は、生活技術の一つとして時と場合によっては必要であることを付け加えておこう。

正月に思う

常任理事
総務部長 阿部力男

新年あけましておめでとうございます。皆様にはお元気で、お健やかに初春をお迎えになられたことと、心からお慶び申し上げます。

私もお蔭様で今年もニセコ連峰の片隅にある古びた温泉宿で、札幌、小樽、函館等から三々五々来られる常連の人達とテーブルを囲み、お正月のご馳走をいただき、新らしい歳を祝うことのできるのも、健康であったこと、と、いろいろな方々の支えによって今日あることの喜び、幸せを噛みしめております。

世界の各地では、ボスニヤ、ソマリヤなどのようにいつ終るとも知れない内戦によって飢餓、餓死する多くの難民のいることを考え、また、身近かに細々と生活している社会的弱者の方々を想うと、我ながら安穏と雄大な自然の山景のなかにあって心身を寛ぐことに対し矛盾さえ覚えます。

ところで昨年はご多聞に洩れず内外共に激動、激変の歳でありました。特に国内的には佐川疑惑を頂点とする右翼＝左翼＝暴力団＝政界＝検察の関係は報道で見る限りでは、怒り、憤りを過ぎて呆れてしまったのは、私一人ではないでしょう。特に私ごとですが社会の末端にある保護司、民生委員として非行者を確かな人間として社会の中に生きて行くため保護、援助、ある時は生活困窮者の自立更生のため街の篤志家に雇用をお願いし、また、千円単位の浄財のご寄附をお願いする等、地味な活動をしていますが、反面、法を作る、あるいは擁護する立場の人達が豪華な家に住み、立派な服を着て、黒塗りの乗用車で夜な夜な料亭に通い、美味しいご馳走を頂き、ン億円という金がいとも簡単に行ったり、来たりするなど、庶民感覚では考えられないことが行われているという、こういう方々は所詮、自分さえ良ければ、儲ければ、という哀れな、悲しむべき人種でありましょう。そのような嫌な暗い世相の中においても天皇中国訪問、ＰＫＯ派遣、若貴の活躍、長嶋監督の巨人復帰、更にスペースシャトルで宇宙を飛んだ毛利衛さんの感動は未来の夢を子供達に与えてくれたことでしょう。振り返って我が会においては、小林事件という、他士業の業務侵害によって逮捕、拘置、公判という前例のない不祥事が惹起され、他士業の方々に非常なご迷惑をかけると共に組織及び善良な会員に与えた影響極めて大であり誠に残念でありました。

特に今年は、昨年に続きＪＲＡ等の一部を除き、不動産、産業、金融、証券、デパート等のサービス業は不況で昔日の面影が薄れ、その波及が私共個人企業と言おうか、零細なサムライ族にも及んできており、困った、嫌な年になりそう。

大変なら大変なほど、武士は喰わねど……の礼節を尊び、『侵さず、侵されず』、地域の方々から、また、他士業の方々から理解され、使っていただける行政書士となるよう、今年も頑張りましょう。

皆様の益々のご健勝と、ご活躍をご祈念申し上げます。

今年に〝春〟を期待

常任理事
経理部長 本間秋光

会員の皆様にはご健勝にてさわやかな新春をお迎えになられた事と拝察し、心からお慶び申し上げます。去りし1992年は国内的に政治不信と、不況感の強い印象を残し、決して明るい年ではなかったのが実感でございます。しかし〝冬来たりなば春遠からず〟の例えの通り、今年に春を期待し、明るい希望を持って前進して行きたいと考えております。

今年は「政治」「経済」どちらが主役となるのか見通しは困難であるけれど、今年は経済の年になるのではなかろうか。国内、国外共に世界的な政治のゴタゴタは昨年から続くと思われますが、現実的な解決のために経済が全面に出てこざるを得なくなるだろうとも言われております。国際的にも日本の財政力は大きな期待となっております。経済が好転すると世の中が明るく躍動します。昨年の11月25日、国民生活審議会から生活大国５ケ年計画に沿って「ゆとり、安心、多様性のある国民生活の実現に関する答申」を宮沢首相に提出されました。答申内容の中で個人生活優先の視点から現在の政策、制度を改革すべきとの強調の中で終身雇用制、年功序列賃金等日本型雇用慣行の見直しや、労働時間の短縮等、私達の業務に関係深い項目も目につき、世の中の大きな変革の時代を感じ取りました。私達行政書士も依然として厳しい環境下にありますが、士業の専門家として誇りの持てる業務拡大を計って行きたいものと願っております。

経理部会と致しましても「健全財政の確保」は永遠の目標であると認識して業務に当たっておりますが、今年の財政は昨年、今年度スタート時の予想より若干厳しい状況にあると思われます。理由としては、新規入会者の減少でございます。近年、順調に新規入会者が増加しておりましたが、昨年の夏以降鈍化の傾向が続いております。私達のこの本会にも景気の影響が現われたのかと感じるところでございますが、新年の景気好転を期待しながら残された任期中、心を新たにして最善を尽して参りたいと存じます。今後も変らぬご支援をお願い申し上げ年頭のご挨拶と致します。

隣接士業間の協調

常任理事
企画部長 坂下尊

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様は新春を迎えつつ、いろいろと感慨を深めて居られることと思いますが、私は企画部を担当していて、常時考えていることは、如何にして、行政書士業務の拡大を図っていくかということです。その一番の決め手は、市民向けの広報ではないかと思います。ここ数年前から、支部毎に広報活動をしており、内容もかなり充実して参りましたので、徐々に定着するでしょう。

しかし、知的サービスは行政書士のみではありません。従って、行政書士の唯我独尊式の思考では充分な市民サービスに至らないばかりか、隣接士業からも、何かと批判を受ける結果になりかねない事態が起こり得ます。よく、私共の会議で、○○士は○○業務で行政書士の職域を侵害している、という意見があります。明らかに職域侵害の

場合も指摘されますが、大抵はどちらの士業が取扱っても差支えない、つまりオーバーラップされている業務がかなり多いものです。そのような業務は、『行政書士も積極的に受託する』と同時に、隣接士業の取扱いについても理解を示すという姿勢が好ましいのでないか。そして、会員各自が中心の軸になって、各士業間のネットワーク作りを考えてみては如何でしょうか。そうすると、自分で処理できない業務は、士業間で流通し、相互に依存し合う関係が構築されるでしょう。委託する市民の側から見ると、充実した知的サービスが、円滑に供給されるということになると考えられます。

行政手続法実現の年に

常任理事
業務研修部長　中　川　宏　熙

平成５年、明けましておめでとうございます。会員の皆様の御繁栄と御健勝を心からお祈り申し上げます。

昨年の社会の動きを振り返りますとバブルの崩壊と共に不況の風が吹き、また政治の混迷が複合され、会員の皆様にも多少影響があったかと思います。

しかし、過去にも同様なことがあり、これを乗り切ってきた会員の皆様も多くいると思います。新年に当たりこれを払拭すべく、皆様とともに種々な努力と業務の研鑽に努めていくことが将来の糧になることと思います。

幸い、行政書士業務は 10,717 件(平成３年３月31日現在の許認可等の数　総務庁行政監察局調べ)の分野があり、この許認可等の数のうち相当数を活用することにより、業務の拡大に繋がると確信しております。

さて、平成３年２月22日北海道行政書士会において、行政手続法研究調査委員会が設置されてから約２年近くとなり、委員の皆様の活躍により、意見書を日行連に提出し、日行連はこれを基盤にして、臨時行政改革推進審議会の公正・透明な行政手続部会に提出、行政総務週報（1597 号)に日本行政書士会連合会は経団連、日本弁護士会連合会と共に意見書の紹介が掲載され、このことは行政書士の社会的地位の向上に対し、著しい貢献をされたことに意義を感じます。

業務研修部では、上記のことを具体的に事業として取り組むため、法制定前に会員の皆様に理解して頂くため、支部業務研修会の促進を図り、十勝支部を皮切りに昨年12月２日札幌支部まで10支部で行政手続法要綱案の研修会が開催され、これを集約的な事業として同年12月４日全道行政手続法要綱案に関する研究会を実施いたしました。全道各支部19名出席し、行政手続法要綱案の各項に対し意見交換をしました。行政手続法の制定は昨年７月末に開かれた第２回日米構造問題協議（ＳＩＩ）会合で行政手続法案の次期国会提出することが明記されています。この背景には諸外国から行政手続が不透明であること、行政指導についてもあいまいとの指摘を受け、外圧による印象がありますが、国際社会の規範に沿っていくことが必要と思います。本年は行政手続法の制定の達成される年となることでしょう。諸外国では 1925 年(大正14年）オーストリアを始め、主要先進国（12ケ国）は既に制定されています。

行政書士の会員が 10,717 件に関する許認可等に対し、各行政庁と依頼者との間に行政庁に折衝する際に行政手続法の制度を活用されることを考えると充分理解が必要となります。業務研修部では研修及び資料の紹介等を実施して参りたいと考えております。なお一層の会員皆様の研鑽を望む次第です。

一般業務研修では各支部で年々充実した種々種

目の業務研修が実施されており、支部の独自性が発揮され、支部関係役員の努力されていることに今後の期待をしております。

行政書士制度発展には会員の皆様の協力を得ながら組織として出来る限りの事業展開を図り、部員一同で努力して参りますので、会員の皆様の御支援を願い年頭のごあいさつとします。

創意工夫でマンネリ打破

常任理事
監察部長 佐々木　英　寿

会員の皆様には、新しい大きな抱負を胸に輝しい新年をお迎えのことと存じます。

さて、昨年の監察部としては例年実施しております「にせ行政書士排除、許認可手続無料相談月間」の呼称が「行政書士制度強調月間」と変りました。「仏作って魂入れず」ではありませんが呼称を変えても、その運動に身が入らなければ何もなりません。最近マンネリ化の声を聞きますが、監察活動はあくまで予防活動であり止める訳けには参りません。問題はこの運動の主旨を良くとらえ、会員と支部が創意工夫することで打破できるものと考えます。

例えば、本年度は運輸交通関係に力を入れるとすれば、とりわけ自動車団体及びディーラー、中古販を徹底して訪問する等その方法があろうと思います。地域の実情に合った監察活動を期待したいものです。

また、監察部は昨年から車庫対策委員会の設置をみました。車庫対策特別委員会からの引継ぎであります。

11月号の「行政ほっかいどう」にその経過、現状と問題点等を掲載いたしましたので内容等は割愛いたしますが、取り組んでみて大きな相手があること、一部会員の意識の問題等、問題解決に時間を要することは覚悟をしていたものの難しいと、つくづく感じ入っている今日です。

車庫対策委員の先生方には月2回位のペースで委員会を開催していただき、ネットワークの構築、要綱の見直し、自販連との打合せ、道警への訪問要請等、ほかに個々人で内容の検討などしていただいたものを委員会で審議する等、日夜ご助力されておりますことに感謝しているところであります。当面ネットワークの構築、要綱の見直しを確立させ、新年度から動きの取れる体制を築きたいと努力している最中であります。軌道に乗るまで、まだまだ時間がかかると思いますが、ご理解とご協力を切にお願い申し上げ、併せてご意見等いただければ幸甚と存じます。

現在私達を取り巻く状況は、極めて困難な難問が山積しております。取りわけ申請手続代理権の獲得でありましょう。数年に亘りその獲得に日行連、日政連が努力をしているものの全会員が本当に一致団結しているのかどうか些か疑問もあります。しかし、何んとしても行政書士法の一部改正早期実現が大きな課題であります。今こそ北海道会に結集する全会員の和と団結で、その実現に北方から強力に旗上げしようではありませんか。また、監察部として、否本会として、職域の確保、権益擁護の問題も決して疎かに出来る問題ではありません。全会員の英知を結集し本年も共に頑張りましょう。

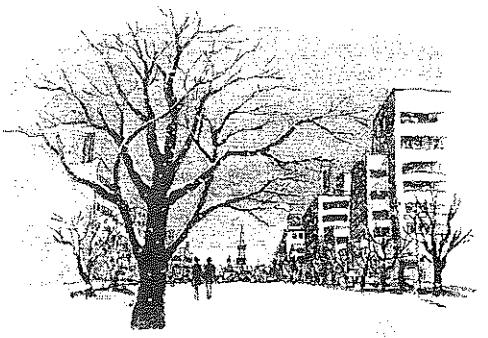

四士業懇談会報告

総務部長　阿　部　力　男

今年で6回目を迎え、すっかり定着した四士業懇談会が11月13日(金)札幌第一ホテルで行われた。

特に今年は、司法書士会から北海道ブロック協議会を代表して浅利匡先生が出席された。懇談会は、小生の司会・進行に始まり、主催者側を代表して、後平副会長が『四士業間の親睦、情報交換を図りつつ各士業間の競合する部分、即ち、グレーゾーン等についても忌憚のない意見を交換しつつ一層の親睦、発展に寄与したい。』と挨拶、続いて、それぞれの自己紹介が行われ、五十嵐副会長の発声により祝杯、若干喉を潤したところで、司法書士会から提案のあった『各士業間の職域問題について』札幌司法書士会副会長堂前先生より提案の趣旨説明があり、『四士業間においては、それぞれの立場において職域の問題等を抱えているが、これは決して対立、対決するのではなく、お互いにお互いの立場を理解しながら協調、改善を求める必要がある。』とし、司法書士会としてもバブル経済の崩壊後、不動産取引きの低迷による受託業務の減少、また、署庁の統廃合により郡部の司法書士の都会流れが加速するなかにおいて、反面、登記を含む一連の業務が他士業、あるいは全くの無資格者によって行われている現況について実例を踏まえて話があり、各士業の協力が要請された。

その後、各士業間において具体的な情報、意見交換が行われ、我が会と司法書士会とでは、小林、元茂問題、また、未確認の2人の会員問題について対応状況を説明、理解を求めると共にグレーゾーンの問題について意見交換を行ったが、『お互いに資格を取得すれば問題はないのだが……』とする堂前副会長のご意見は正解だが、現実問題として、業務の依頼目的、一括受注、個別的受注、あるいは相互の解釈についても、たった3～4人の間にさえ隔たりがあり、改めてこの取扱いの難しさを感じられた。

税理士会とは、昨年、兼業者が行政書士業務のみを自家用自動車協会に移転する、即ち、事務所2ケ所の問題処理に対する支援に対し謝意を申し述べる等、終始なごやかなうちにも活発な意見交換を行い、最後に次回の主催者を代表して、札幌司法書士会副会長堂前先生の発声で乾杯、盛会裡のうちに終了した。

なお、当日の出席者は次のとおりであった。

・北海道税理士会

副会長	山口　勉
業務対策部長	渡辺祐吉
業務対策副部長	橋詰　裕
綱紀監察部長	沼田吉次郎

・札幌司法書士会

副会長	堂前元良
総務第2部長	川原孝吉

・北海道ブロック司法書士協議会

理事	浅利　匡

・北海道社会保険労務士会

副会長	福徳正三
監察部長	丸山　秀

・北海道行政書士会

副会長	後平邦彰
副会長	五十嵐一寿
総務部長	阿部力男

恒例の催しを終えて

道東四支部専門者交流会と役員研修会

釧路支部長　遠　藤　　昇

少しおくれた秋の気配の阿寒湖畔、多くのホテル界隈も、夏に比較して客足も少なくなっている。

4支部の同志が、案内のクリスタルと銘うった豪華なホテルの受付で、名札を受けとり、旧知も新しい顔ぶれも、仲間としての雰囲気にとけこむ。

準備した催しの幕あけである。当番の釧路支部では、数回の役員会と各支部の世話人との連絡をとりながら、総勢三十五名、決して多くはないが、北海道行政書士会道東4支部の組織運営を担うエキスパートであれば珠玉の輝きであると言いたい。

行事のあらましは、看板と中味はどうかの疑念は覚悟の上で企画したが、4支部代表による話題提供、進行は釧路支部の浜田理事。

十勝支部からは、堀口前支部長による、

あたりまえの倫理、役員を積極的に引受けよ、言行一致、社会的地位の向上、発想の転換の項目を中心に、題して支部長十年間を振り返っての講演。

網走支部からは、池田世話人から具体的な新しい業域の進めとして、

自治会、町内会の法人格認可への取り組みと、官公署の嘱託を受けての相続業務の2件を提唱、支部の業研部の実態の紹介があった。

根室支部、川畑世話人は、

経験上、各士業、同志との連携強化の必要性を強調。

釧路支部は、辰尾世話人が、

会員、他士業、事業者業界、官公署、それぞれの提携と問題点を印刷プリントによって説明、特に業界の商業団体、運輸、貸金、宅建、電気、建築、広告など新しい職域への足がかりの提示があった。

これらの基調講演からの展開は、斉藤十勝支部長が座長となり、意見交換、出席された本会日向寺会長、参加者のうち本会役員の坂下企画部長、佐々木監察部長の助言と、情報提供があり有意義に終った。

翌朝の行事は、4支部役員による合同研究、当番の遠藤支部長が座長となって進められた。

各支部からの提起は、車庫証明のありかたと本会からの連絡の対応、支部における他士業との交流行事の企画、本会からの1人千円の特別交付金の使途、行政手続法の刊行物の企画などの発表、これらの意見交換があり、定刻午前10時に終った。

会　場　風　景

行事には、評価と反省が大切である。

先ず評価であるが、当番支部としては、ひとりよがりの自己判断よりも、参加者各位の感想と、特にご多忙中にもかかわらず出席された日向寺会長の忌憚のない評価を得たいものである。

反省としては、

1. 道東4支部の、この行事は昨年根室支部で一巡し、ことしは新たな五回目である。参加者から1人1万5千円宛の宿泊料、各支部から3万円の拠出によって賄われ、明年は網走支部が当番と決定している。
2. 冒頭にも書いたように、専門者交流会としているが、出席者三十五名中専門者名簿登載者11名（うち役員9名）、役員24名、しかも専門者は担当分野にわかれている制度からして見ると、企画し実行した内容は、本会の意図するものと相違する。
3. むしろ、1年に1回4支部の役員が一堂に会し、共通話題を提供、全体のレベル向上、融和と団結の効果が大であったと思うがどうであろうか。
4. 当番支部の役員、世話人の苦労は、順番であるし、この模索の中に組織の発展訓練でもあった。

要綱に関するアンケートの回答書を読んで

車庫証明対策委員会

1. 回答者の総合的な意見

一部の会員は自己防衛的であり、ディーラー等との共存共栄を願っている。従って要綱そのものの不要論を唱えたり、細部に亙る制定を嫌い、ネットワークの設置さえ批判的であるが、その反面、要綱の内容に業務の拡大的なことを盛り込むことを望んでいる会員は、業務の拡大の為にはダンピングや販売店等の社員を補助者とすることも止むなしとさえ考えている。

これらは集約すると、「何とかして業務を拡大したい」との気持ちの表れであると考えられます。

2. 要綱に網羅すべき事項は何か

「車庫証明対策委員会」を「特別委員会」から、その名称や所属等を改めても、なお存続せしめた理由は何故だったのか。前述の会員の回答内容を念頭に置きながら考える場合、それは、本会が「支部や各会員に対して何かをなすべきだ」、とのことからではなかったのかと再認識されます。

これらのことを原点に返すとき、「何かをなす」とは、業務の拡大化を図っていくことであり、また「自治省見解」や「自販連との合意確認事項」に基づいて「車庫証明及び自動車登録は行政書士業務である」ことを名実ともに実現することに他なりません。

従って要綱は、本会が「これらの実現を目指す」ことを目的としていなければなりません。そして、それらを果たしていく為には、自動車関係団体や自動車販売店を対象に、どのように接していくのか、また、諸官庁にはどのような協力を得ていくのかなどを明記することが必要です。また更には、支部及び会員個人にはそれが為の協力、要請事項としての業務取扱基準的なものを示すべきものと思考されます。

3. 要綱の骨子

(1) 「自治省見解」、「日行連と自販連との合意確認事項」を土台とすること。
(2) 中央の情勢に合わせるということでなく、北海道独自のものであること。
(3) 具体的であること。且つできる範囲のものであること。
(4) 監察活動を重視し、この部分にも相当のウェートを置くこと。
(5) 本会、支部、会員の各自の役割を盛り込むこと。
(6) 雇用、名義貸し、補助者の問題にも触れること。
(7) 諸官庁、自動車関係団体との係わりに触れること。
(8) 車庫証明と登録が行政書士の業務であることに触れること。

北海道行政書士会車庫証明業務推進対策要綱の見直しに関する意見等の取りまとめについて

標記要綱については、昭和59年11月17日制定以来、二次にわたる改正を経て現在に至っておりますが、昨年7月1日から、いわゆる新車庫証明制度が実施されたことに伴い、同要綱の中に一部整合性を欠く部分が発生しておりました。

そこで、当車庫証明対策委員会において、調査審議を行ったところ、部分的な改正ではなく、所属会員の信頼と期待により一層応えられる車庫証明業務対策を、確実に実行していくためには、全般的な見直しを行う必要があるとされ、このような問題意識に基づき、この際、所属会員の意見を

把握するためにアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の実施に際しては、業務御多忙の中、多数の所属会員から、積極的、かつ、建設的な御意見及び御提案並びにおしかりをお寄せいただきました。

心から感謝を申し上げるとともに、今後も、当委員会の活動の在り方等に対し、厳しい目で見守っていただき、随時、御意見等をお寄せいただきますようお願いいたします。

このアンケートによって回答を寄せられた会員の意見要旨を、アンケート項目別に取りまとめると次のとおりであります。

なお、アンケート項目を実線で囲み、これに対する意見要旨は、アンケートの項目番号に枝番を付けて記してあります。

1. 何のためにこの要綱を制定するのかという、制定目的ないし理念が欠落しているので、これを明確に宣言すべきである、との考え方について。

1－1　賛成

1－2　日行連レベルでの合意確認事項が有名無実となっている現在、今更これを見直しても効果がない。

1－3　プロとしての自覚ある者にあえて宣言などいらない。

1－4　要綱制定は結構だが、単なる絵であってはいけない。

1－5　要綱の目的は、車庫証明が行政書士本来の業務であるにもかかわらず依頼がないことの原因（販売会社や修理工場が業務を行っている。）を除去すること以外にない。

1－6　明確にすべきと考えるが、要はモラルの問題だ。

1－7　要綱を制定し、組織として自認しても関係団体（自販連、警察等）が認めたものでない限り、制約事項のみがクローズアップしてしまい無根の要綱にならないか。

1－8　各陸運支局及び警察署にこの要綱制定の目的を具体的にPRすべきである。

1－9　行政書士の業務内容が多い中、車庫証明業務に限って特別な要綱の制定は必要でない。要綱作成時点と客観状況に相当変化があって、現在では通常業務として定着されてきた。

1－10　目的も理念も現行要綱の１項本文にうたわれてはいるが、「(中略) 行政書士は、ディーラーから必要な資料の提供を受けて（以下略)」のところを「(中略)行政書士は、ユーザーから直接又はディーラーの仲介を経て依頼を受けた場合は、必要によりディーラーから関係資料の提供を受けて（以下略)」とした方が、合意確認の内容及び行政書士の業務の主体性からも、より明確になるのではないか。

1－11　行政書士は、申請者からの以来により代行するのであって、はじめにディーラーありきといった現行要綱の基本姿勢は、改善すべきである。

2. この要綱の理念とするところは、行政書士会の重要任務の一つである、行政書士業務の改善進歩を図るための、車庫証明業務部門における、行政書士会、各支部及び所属会員の具体的行為規範でなければならない、との考え方について。

2－1　賛成

2－2　反対

2－3　それは望ましいことではあるが、本会からの細かな指導、業界に対する要請及び指導等が行われていない現状では、規範とはなり得ない。

2－4　先生に対し具体的行為規範でもあるまいが、病人には特効薬も必要かも。

2－5　他の業務も同様なので、車庫業務だけが規範ではない。

2－6　業務拡大にまい進している第一線の行政書士にとって具体的行為規範とはいえ制約を

加えられる可能性について不安を感ずるところ大である。

2－7　各支部で具体的な対応を早急に行う必要がある。

2－8　新たな行為規範ということではなく、現時点では、違反態様とこれに対する法令会則の適用条文を検討は握し、一罰百戒の時期に来ているのではないか。本会関係者の蛮勇に期待する。

2－9　具体的行為は、各支部にもそれぞれの状況があり、一律に規範を定め強制するのは一考を要する。

2－10　現行要綱の問題点は、「業務推進対策」としながら具体的な推進対策に欠けているところにある。この要綱では、対警察、対ディーラー、対申請者にどのような対策を持つかを明確にすべきである。

3.　非行政書士及び名義貸しを行っている行政書士（雇用行政書士を含む。）の排除を明確に宣言するとともに、その具体的排除の方策をも明記すべきである、との考え方について。

3－1　賛成

3－2　雇用行政書士の問題は、いつも提起されながら一向に改善排除できないのは、行政書士の登録の際に十分チェックしないからであり、開業に当たり、その形態及び事務所の位置等を事前に調査すれば容易に排除できると思われるが、後手後手に廻っている。

3－3　警察署の窓口における規制強化を要請すべきである。また、販売店のセールスマンにもPR（告発も辞さない趣旨の。）が必要である。

3－4　登録調査委員会の機能を十分に実行性あるものにすれば良い。

3－5　名義貸しは自己中心的であり、行政書士全体に与える影響の大きさを考えると、注意、勧告そして除名等を検討すべきであり、決して野放しにすべきではない。

3－6　反対。雇用行政書士及び名義貸しについては、その業務について見受けられる問題ではなく、全般的な問題点として処理すべきである。

3－7　画餅に等しい文言を並べるより積極的に業務に取り組むようその方策を明記すべきである。

3－8　雇用行政書士をいきなり排除に持っていくのは難しいのではないか。徐々に廃業に持っていく方がトラブルは少ないと思う。

3－9　禁止されているものは禁止であり、黙認行為は正当な行政書士を殺しているのも同然である。厳正に処理されるべきである。

3－10　非行政書士及び名義貸しを行っている者を発見したときは、各行政書士個々が直接排除することにする。

3－11　明記の問題ではなく、資格を剥奪すれば良い。

3－12　免許証等で本人であることを警察の窓口担当者が確認し、セールスを含む代理人は一切認めないよう警察庁へ申し入れるべきである。

3－13　告発等の強行手段を採るべきである。

3－14　非行政書士、名義貸し行為（雇用行政書士を含む。）がいるからこそ職域が侵害されている。その具体的排除こそが焦眉の急である。

3－13　車庫証明業務に限った狭義の対策でないように思考される。

3－14　法令会則等を踏まえて、今後引き続き再三再四の研修等で周知徹底を行い、これに応じない違反者については、一罰百戒よりなく特別な排除宣言よりも一挙両得ではないか。

3－15　具体的排除方法の明記は、手から水がこぼれることになりかねないので注意を要する。

4.　具体的排除の方策を検討するには、次のことまで視野に入れてこれを行うべきである、との考え方について。

(1)　補助者制度の趣旨を逸脱した制度利用をさせないためには、如何なる方策が有効か。

(2)　自動車の販売店等職員を、行政書士事務

所での研修等名目に補助者とすることは、果たして相当か。

(3) 行政書士の登録事務処理(新規登録及び事務所の変更登録等。)、綱紀事務処理及び監察事務処理が、具体的排除方策の趣旨に則り、三位一体となって行われなければ、その実行性を確保することは不可能ではないか。そうだとすれば、如何して三位一体を実現するか。

(4) 所属会員の共通した認識として徹底を図るためには、要綱を、理事会決議だけでなく、総会においても決議するべきではないか。

4－1 賛成

4－2 (1)(2)については、雇用行政書士本人の自覚の問題に尽きるが、特に(2)に至っては言語道断である。単に要綱を制定すれば足りるとの認識では解決できず、総会で決議したから効果が上がるというものではない。

4－3 (1)については、補助者に関する規則を制定すべきである。(4)については、理事会において決議し、その旨を総会に報告すれば足りる。

4－4 (1)については補助者数の制限を行い、(3)については理事会で素案を作るべきである。

4－5 補助者の問題についても、雇用（名義貸し）行政書士の問題と同様に全般的なものであり、特に補助者の届出については雇用関係の確認資料（公的なものならなお良い。）の添付が義務化されれば良い。

4－6 一般の所属会員にまで確実に周知することが重要なのであって、その辺のところをあいまいにして単に総会で決議しても意味がない。

4－7 (1)については、補助者はどの程度の職務ができるかを制度的に明確にし、これを確実に遵守させるための担保として誓約書を提出させるべきである。(2)については、これを認めなければいわゆる印押し業務を助長する可能性が大きいので賛成できない。(3)については、事務所の問題は支部が多くの情報を持っているので支部の意見を十分に聞き取り対処してほしい。行政書士には綱紀委員を、非行政書士には監察部員をそれぞれフルに活動させるべきである。

4－8 (1)については、補助者を会員同様に全会員に周知することにより防止できるのではないか。(2)については、補助者とはなり得ない。(3)については、行政書士会の中での車庫対の位置付けが不明確ではないのか。(4)については、要綱決議の問題ではなく、内容経過の周知と将来への対策ではないのか。

4－9 (3)(4)については、自分さえよければ良いという者がいる限りその実行性の確保は困難である。

4－10 法規、会則は何のために存在するのか。違反者には厳罰をもって臨むべきであるからこのような考え方は納得できない。

4－11 (1)については、非行政書士行為の温床となっているため、車庫証明及び登録業務に対しては補助者を使用させない等、補助者の業務規制をする。(2)については、絶対認めるべきではない。

4－12 (1)については、補助者証を所持させ、ネームプレートを着用させる。(2)については、補助者となる者は他の業務（仕事）に就いてはならないこととする。

4－13 登録、綱紀、警察の各事務処理事案等の発生端緒情報源は各支部(長)であり、いずれも当該事案又はその容疑の発生(情報)によって着手することになると思うが、帰一するところは、現行法令違反(容疑)の事実の有無についての調査処理とその後の戒めのためである。

したがって、この観点から、現在の「部」及び「委員会」を、監察部に統合一元化し、その種事案の受理及び処理を一本にする意味において、監察部に第一課（係）登録担当
第二課（係）綱紀担当
第三課（係）監察担当
(含告発処理)(仮称)を設け、三位一体の調査(事務処理)機関とすれば、横の連携を密にできるだけでなく、全道一円にわたるその種事案の処理についても公平を図られると思う。さらに、人員及び予算上の縮小も図られることとなる。特にその縮小された部分について

は、行政書士の業務対策の行動費として活用を図ってもらいたい。

4－14　(4)について、総会決議の前に、案を少なくとも出席代議員には事前に通知することが望ましい。

5.　推進活動の分担については、行政書士会、各支部及び所属会員に分けて、それぞれの立場において行うべきことを具体的に明記すべきである、との考え方について。

5－1　賛成

5－2　推進活動は、あくまでも取り扱う行政書士個々の自助努力によるものとの基本に立ち、組織は、業界団体及び警察等の密接な関係において、全体の業務推進活動を行うべきである。

5－3　各支部により条件が異なる。支部の自主性を忘却することなく実態による運営を計るべきである。

5－4　推進活動は分担制ではなく、その任に就く者に対し生活の補償をして十分に活動できるよう協力すべきである。

5－5　本会と支部だけで良い。

5－6　内部の調整問題は後でよく、現時点においては、まず、外との調整（業務拡大及び部外との業務処理要領等）が先決問題である。

5－7　要員不足、他の業務で超多忙の行政書士ではスピードを要求する販売店のニーズに応えることができない。本当に動ける行政書士事務所を精査して活動すべきである。また、地方ごとの毎月の活動を本会へ報告するようにした方が良い。

5－8　現行の分担方法で良い。何のための推進活動かという目的意識こそが肝要だ。

要綱は、合意書の完全な履行を前提としたディーラーサイドに対する行政書士の当該業務処理上の要綱であるが、車庫業務事案に関するこれまでのプロセスを考えれば、今後は、自販連及び関係官庁等との折衝というよりも、現状の違反実態の確実なは握に努めることを前提とした意味の推進活動こそが先決だ。

現状の低迷は、行政書士の合意書に基づいた当該業務処理の不行き届きによるというような、一部ディーラーから指摘されているようなことではなく、かえって、ディーラーサイドの合意書不履行及びこれに迎合する一部会員の誤った行為により混迷を来たしているのが実態ではないか。

したがって、あえて具体的にいえば、一面においては、行政書士法違反排除推進活動的性格を有しての分担の要求であるとともに、ただ単にディーラーサイドに対する当該業務推進活動でないことの区別が必要であり、また、違反者を助長するような推進活動の分担目的であってはならない。

6.　業務受託方式については、個々の行政書士による、いわゆる個別受託方式を基本としつつも、地域の実情に応じて、業務の継続的な適正処理が確保できるときは、複数の行政書士による、いわゆる合同受託方式によることを明記すべきである、との考え方について。

6－1　賛成

6－2　業務の受託方式までも立ち入って制定する必要はない。要はいかにして業務を円滑に受託できるかにある。

6－3　受託方式にこだわる必要はない。

6－4　個別方式が望ましい。

6－5　合同方式が望ましい。

6－6　地域の実情に応じてケースバイケースで考えるべきである。

6－7　利益追求の基本的理念の上において個別受託方式が基本であるが、最終的には自家用協会及び自販連等と同格の組織化を目途にするならば、早期に各支部所在地単位で、例えば、「北海道行政書士会認定・自動車登録協会」のような組織を結成し、専門行政書士間で運営できる基盤を整えるべきである。

6－8　従前の一つの警察署に一つのセンター方式による「○○車庫証明センター」は現状にそぐわない。個人行政書士が車庫証明センターと称して地方新聞に掲載し、新しい行政書士を参加させないセクト主義は厳禁すべきである。

6－9　会員個々の業務として認識し、これを合同受託方式へ切り替えた場合に、業務の取扱がスムーズに流れないときはその責任の所在はどこにあるのか。本会がその責任を取れるのか。

6－10　ディーラーサイドの出方による。要は、ディーラーサイドの現状(実態)に対する解決が先決ではないのか。過去において、「車庫業務をやる同志はそれなりの出資をし、車庫証明申請センターを作り、当該同志たちで運営しなさい。」という日行連及び道会の指示で全国的に立ち上がったが、結局は糠喜びに終わり、出資金はパーになった歴史がある。

このような次第で、今行うべきことは、受入れ体制の手探りや模索ではなく、ディーラーサイドに対して、合意書の遵守履行が先決ではないのか。究極的なターゲットもそこにあるのではないか。そうすればそれに対応する方式(合同)は即座に出来上がるのである。

6－11　合同受託方式は、受託主体の問題及び事務所数制限の問題がある。これをどう解決するのか。個々の事務所とは別な合同受託事務所はありえない。

7.　自動車の販売店等から申し受ける報酬額については、段階的に基準報酬額制度に準拠したものに移行するよう、所属会員だけでなく、行政書士会及び各支部の共通した努力目標として明記すべきである、との考え方について。

7－1　賛成

7－2　自家用協会及び自販連の手数料に対し、同等くらいでないと仕事の受注は望めない。ようやく販売店等が行政書士に目を向け始めているときであり、反作用は好ましくない(販売店等側のメリットを重視し将来への布石段階として。)

7－3　会員個々及び会員グループの努力によって適正な報酬で受託している。

7－4　車庫業務について、行政書士が販売店等から申し受ける報酬額とは、行政書士がディーラーサイドに対してどのような労務をしての代償なのか、筋が違うのではないか。理解できない。

もちろん、一般社会通念上許される範囲内において、仲介者としてのディーラーサイドに対しては、売上割戻金的なものを支払うことまで否定するものではないが。

7－5　基準報酬額に準拠した車庫証明のモデル報酬額は今もってあいまいなため、「採算を度外視した低い報酬額」でなければいくらでも良いという状態になっている。件別報酬を目指したい。

8.　要綱の名称が「車庫証明業務（中略）」となっているが、業務の内容をかんがみたとき、単に書類の作成だけにとどまるものではなく、車庫証明書の交付申請手続及び受領手続まで一連の手続きを行っているのが常態であるから、「車庫証明手続業務(中略)」のごとく、手続業務であることを明記すべきである、との考え方について。

8－1　賛成

8－2　自動車の登録業務も含めたもので改称すべきである。

8－3　その必要はない。

8－4　車庫証明業務のタイトルでは業者は相手にしてくれない。車庫申請－各種登録申請－自動車税申告－自動車税還付までの一連の業務を総称するものであってほしい。

8－5　一般業務として定着してきた今日、余り要綱や名称等にこだわってまで存続すべき必要があるとは考えられない。

9. そのほか、要綱について意見がありますか。

9－1　道会は、車庫証明業務にのみ重点を置いていることに疑問がある。行政書士の専属業務である自動車の登録業務について、行政書士法違反と思われる団体等に対しては全く不問となっていることに少なからず不満がある。

9－2　諸元の確認及び添付書類の整備等については販売店の協力が必要不可欠であるから、共存共栄の精神で対応すべきである。

9－3　車庫、登録等一切の業務を通してスピードが全てのメリットであり、販売店もそれを強く望んでいる。販売店協会は新車登録を取り扱っているが、それ以外の登録業務は取り扱っていないのでディーラー等が「にせ行政書士」として処理している面があるので業務拡大の的では。車庫の現地調査を行政書士の手中に獲得したいものである。即業務拡大に反映できるものと確信している。安全協会（警察OB)の業務処理に比して、国家資格者としての行政書士による現地調査の方が信用度が高いのでは。

9－4　行政書士会は、理論は御立派であるが行動が遅い。もう少し時代の流れによる必要性を的確に捕らえなければならない。

9－5　回答用紙（その１）について、意見照会の主旨説明がないこと、照会項目の中には、「各会員のノウハウ」に係る部分がふくまれていること及び10月末までに回答するには時間が少ないことから回答できない。

回答用紙（その２）については、要綱及びこれの基本となる、自販連との合意確認自体が、自治省見解（S62, 6 , 19）及び東京地検不起訴処分（S62, 10, 28）の事実から消滅したと判断されること及び私たち一般会員には判断すべき情報がほとんど提供されていないこと等から回答できない。

9－6　いくら立派な理念が盛り込まれた要綱が制定されても、全会員がそれに従わなければ意義がない。名義貸し行政書士の強行徹底排除と指導、補助者使用の徹底指導、教育を望む。

9－7　内部的努力も必要とされますが、むしろ自動車関係団体等に対する連携と強調を図るよう要望する。

9－8　要綱は、「業務拡大推進」と「業務取扱基準」の二つにする。

9－9　法秩序を乱す業界も問題だが、業務を迅速適格に執行できない行政書士がいることも問題である。

9－10　回答を書くうちに疑問が大きなうねりとなってくるのを感じた。要綱も大切かも知れないが、当業務の現状は、非行政書士と雇用行政書士の巣である。道会は、その一匹も退治できないで、要綱の整合性も理念の欠落も机上の空論でしかない。多分、多くの会員はこのアンケート用紙を見て理解に苦しんでいるのではないか。

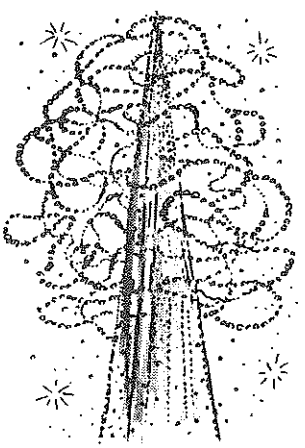

'92行政書士さっぽろフォーラム

行政書士の近未来像巡り議論

全国の仲間に熱いメッセージ

講演する鷲田札幌大学教授

パネルディスカッション

新しい行政書士像を探る「'92行政書士さっぽろフォーラム」が昨年の10月24日、札幌市中央区の「かでる２・７」で開かれた。これは札幌支部が東京会千代田支部との交流事業の一環として開いたもの。当日は、道内外から80名を超える行政書士が参加し、講演とパネルディスカッションに熱心に耳を傾けた。

この日、フォーラムは定刻の午後１時半に開幕。はじめに宇野札幌支部長が「この国で我々行政書士が果たしてきた役割は大きい。だが我々の社会的地位はそれに相応しいものとはなっていない。我々は我々に相応しい地位を獲得しなければならない。この熱い思いを、今日この場から全道、そして全国の仲間に発信しよう」と挨拶した。

続いて、講師として招かれた札幌大学の鷲田小弥太教授が「行政とうまくつきあう法」と題して、約１時間半にわたり講演した。同教授は「行政があらゆることを抱え込むようになり、社会が行政で埋まってきた」と指摘。「行政は小さい方がよい。行政を独立化し、サービス部門はどんどん分離すべきだ」と述べ、多様な民営化の必要性を強調した。そして「官を閉じていくことが、実は住民に開かれた行政になる」と述べ、講演を締めくくった。

この後、「行政書士の近未来像を探る」をテーマにパネルディスカッションが行われた。パネリストは山森司兵庫会会員、高貝淳前札幌支部総務部長、板垣俊夫札幌支部建設労務部長の３氏。コーディネーターは佐藤良雄北海道会理事が務めた。

各氏の発言の一部を紹介すると――。

高貝氏　「行政書士制度について２つ提案したい。１つは、行政書士の独占業務のうちから『権利義務又は事実証明に関する書類の作成』という部分を削除すること。２つ目は規制の緩和ということです。前者については、例えば表彰状や商品の広告も一種の事実証明書類なので、デパートの「書き物承り」係の人や広告代理店の人が報酬をもらってこれらのものを作成すると、行政書士法違反の疑いが生じてくる。が、これを咎めるというのは世間の常識に反する。一方、官公署に提出する書類を報酬を得て作成すると処罰される。これでは法としてバランスを欠く。後者については、一行政書士一事務所という現行制度のもとでは、複数の行政書士が共同経営で事務所を持つことが

できないし、行政書士が行政書士を雇用することもできない。事務所の規模を拡大し、市民に適格、迅速なサービスを提供するためには、この制度を取り払い、共同事務所制度や雇用行政書士を容認する方向へ持っていくべきだ。そのほかにも規制が多過ぎる」

板垣氏　「行政書士の独占業務から『権利義務又は事実証明に関する書類の作成』という部分をはずせという考え方には反対だ。弁護士の現状を考えるとなおさらだ。社会的な弱者を守ってあげるのは我々行政書士の仕事であり、責任だ。業務の開拓については、信頼される人間関係を築くことが一番だと思う。身近なところから人の関係を築き、親切に対応することです。そうすれば依頼主が人(仕事)を紹介してくれ、その人がまたほかの人(仕事)を紹介してくれる。私はそのようにして基礎を築いた。親身になって一生懸命に仕事をする。これが客を呼ぶということです。それから、行政書士の在り方についていえば、行政書士は市民と行政の調整役になる、ということです。これからは行政書士一人ひとりがこのことを意識してやっていかなければならないと思います」

山森氏　「行政書士試験を見直すべきだ。今の行政書士試験だと、簡単な勉強で簡単に合格できる。また、官庁ＯＢは横滑りで入ってくる。余りにも簡単にこの業界に入ってこれる。これが行政書士の地位がなかなか上がらない原因だと思う。行政書士試験はレベルアップしなければなりません。私はこの試験を１次と２次に分け、１次試験は基礎的な法理論を、２次試験は実務知識を問う試験に改めるべきだと考えています。そして、２次試験はいくつかの分野に分け、その分野を担当する省庁から出題してもらったらいいと思う。そうすれば各省庁の行政書士を見る目も変わるだろうし、行政書士と各省庁の窓口との結びつきも強まるだろう」

佐藤氏　「私達の相手は企業ですが、最近は企業の事務担当者のレベルが上がり、質の良い情報を持つようになってきた。私達が商品として持っている情報と差がなくなってきているのではないか。行政書士が個人で集められる情報の幅と奥行きには限度がある。行政書士もシンクタンクみたいなものを作って業務を専門的に研究してみてはどうか。業務の形態についていえば、ビジネスの世界は既に提案型に変わっている。我々行政書士も受注型から提案型に業務の手法を変えていかなければ生き残っていけないのではないか。それからこれは今後の課題ですが、我々は多様なネットワークを構築し、もっと社会市民的な立場を作っていかなければならないと思います」

フォーラム終了後、会場を札幌第一ホテルに移しレセプションが開かれた。これは札幌支部と東京会千代田支部の姉妹支部提携２周年を祝って開かれたもので、約40人が出席した。先ず宇野札幌支部長が「札幌支部は全国の仲間の皆さんと連帯し、その先頭に立って奮闘していく」と挨拶。その後、橋本小樽支部長の音頭で乾杯が行われ祝宴に入った。どのテーブルでも支部や単位会の枠を超えた和やかな歓談と交流が続いた。

（札幌支部　森　一雄）

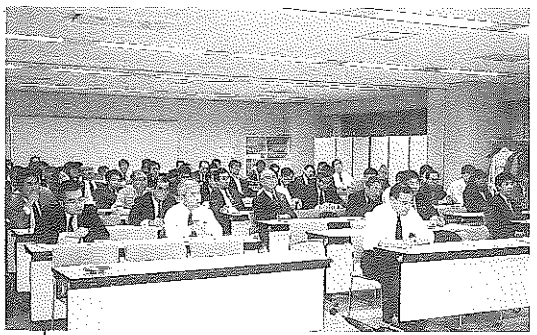

熱心に耳を傾ける参加者

レセプションで挨拶する宇野支部長

所得税法施行令の一部を改正する政令について

所得税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

平成四年十一月五日

内閣総理大臣　宮澤　喜一

政令第三百五十二号

所得税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第五号及び第七十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二号中「六千二百円」を「六千五百円」に、「一万四百円」を「一万千三百円」に、「一万四千六百円」を「一万六千百円」に、「一万八千八百円」を「二万九百円」に改める。

第二百七条中「こえない」を「超えない」に改め、同条第四号を次のように改める。

四　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第三条の二（名簿）に規定する施術者（同法第十二条の二第一項（医療類似行為を業とすることができる者）の規定に該当する者を含む。）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二条第一項（定義）に規定する柔道整復師による施術

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の二第二号の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成四年十一月十日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の所得税法施行令（以下「新令」という。）第二十条の二（非課税とされる通勤手当）の規定は、平成四年四月一日以後に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日前に受ける当該通勤手当の差額として追給されるものを除く。）について適用し、同日前に受けるべき同条に規定する通勤手当（同日以後に受けるべき当該通勤手当で同日前に受けるものの差額として追給されるものを含む。）については、なお従前の例による。

3　平成四年四月一日以後に受けるべき前項の通勤手当で同年十一月十日前に受けたものに係る所得税法第四編第二章第一節（給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額）の規定の適用については、新令第二十条の二及び同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　新令第二百七条第四号（医療費の範囲）の規定は、居住者が平成四年十月一日以後に支払う所得税法第七十三条第一項（医療費控除）に規定する医療費について適用し、居住者が同日前に支払った当該医療費については、なお従前の例による。

大蔵大臣　羽田　　孜

内閣総理大臣　宮澤　喜一

表紙のことば

臥牛の山から吹き下ろす微風がチャペルへの坂道に立てたイーゼルのキャンバスの面を優しく撫ていた。はるか下海岸の半島が遠く延びてつきる処が恵山の岬である。近景のハリスト教会の塔屋はこの画の味をきわ立たせている。歴史的建造物の多い元町界わいは私の好きな写生地の一つでもある。この画は郵政省職員美術展で特選を頂き全国主要都市を巡廻し約半年後、再び私の手にもどった作品である。

蒼騎会会員　朝田廣三

札幌支部で初の外国人無料相談会を開催

法の日にあたる10月１日、札幌国際交流プラザを会場に上記の相談会が行われた。

国際化を反映し、外国人はもとより、外国人を雇用したいという企業の方なども訪れ、相談内容も国籍、在留資格変更、仕事に就きたい、などと多岐に亘り、盛況の一日であった。

現在「申請取次行政書士」等々この分野の先べんをつけている行政書士業界が、より多くの会員を国際化とそれに付随した仕事に送り込めるであろう事が実感された次第である。

1992年（平成4年）10月2日（金曜日）　読賣　富　新　聞

外国人の悩みに無料相談会

6か国17人来場

国際結婚や在留期間の延長など、札幌市内に在住、滞在する外国人を取り巻く法律的な手続きの悩みに応じる無料相談会が一日、札幌国際交流プラザで開かれた。道行政書士会札幌支部（宇野雄一郎支部長、約六百人）の主催で、在住外国人の増加に伴い、多くの問い合わせや相談が寄せられるようになったため、初めて開いた。

相談会にはアメリカ、中国、バングラデシュなど六か国の十七人が訪れた。子供を連れて国際結婚をしたが、帰化したい」「観光で来て札幌が気にいったので、ここで働きたい」「留学中だが働けるか」などの相談が通訳を介して寄せられ、行政書士たちが手続きや法律的に可能かどうかを回答した。

市内には三月末で五千五百人（前年同月比五百人増）の外国人登録者が在住。

平成４年の業務に係る年計報告の提出について

▶総　務　部◀

平成４年の業務に係る「年計報告」の用紙を同封しましたので、３月31日まで必ず提出して下さい。ただし、平成４年中に入会した会員は報告する必要はありません。

ご　せ　い　去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏　名	死亡年月日
網　走	252	山口　聡朗	4.11.16
十　勝	902	若月　寿治	4.11.17
小　樽	2,374	大西　一雄	4.11.27

編集後記

平成の世も５年目に入りました。平成とは裏はらに、国内外を問わずに世の中は激変しているようです。

外圧の例としては、農作物の輸入自由化が大々的に報じられていますが、外国人弁護士の参入もともすれば対岸の火と見ているうちに、我々行政書士にも多大な影響を及ぼしてくるのではないかと危惧する次第です。外国の事務弁護士とは、実は我々と競合する人達ではないのでしょうか。

この時代に、どういう方向へ舵を取るのか、小誌も一助となればと願いつつ、より有益な記事の掲載に努めてゆく所存です。

ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（河上記）

═ 本会の主要行事 ═

月　日	行　　事　　名	時　　間	開　催　場　所
4. 11. 21	車庫証明業務打合会	9:30 ～ 14:00	本会会議室
4. 11. 25	第３回監察部会及び車庫証明対策委員との合同会議	10:00 ～ 12:00	雪印健保会館
4. 11. 25	全道監察担当者協議会	13:00 ～ 17:00	同　　上
4. 11. 27	会則等検討委員会	15:00 ～ 17:00	本会会議室
4. 12. 4	第２回業務研修部会	10:00 ～ 12:00	雪印健保会館
4. 12. 4	行政手続法全道研究会	13:00 ～ 17:00	同　　上
4. 12. 8	車庫証明業務打合会	16:00 ～ 19:00	本会会議室

═ 支部のうごき ═

注：（ ）は通知人数

支部	月　日	場　　所	研　修　科　目	講　　師	受講者数	研修種別
札　幌	4. 11. 11	かでる２・７ 710会議室	・雇用保険法の概要及び保険法の一部改正について ・雇用保険被保険者等に係る各種事務処理について ・季節労働者雇用対策に係る援護制度について	札幌公共職業安定所 雇用保険適用課長　井下田　進 得喪係長　植村　良実 適用第二係長　亀谷　智 主　任　柳谷　弘昭	(59) 19	一般
	4. 11. 18	同　　上	・車検の手続について ・改正基準緩和について	札幌陸運支局 主席自動車検査官　宮崎　邦雄	(589) 31	〃
	4. 12. 2	かでる２・７ 1020会議室	・行政手続法について	札幌支部 建設労務部長　板垣　俊夫 綱紀監察部長　酒井　正	(591) 16	〃
函　館	4. 11. 27	パークホテル	・交通事故（保険請求、損害額の計算等）	函館支部 理　事　久末　示	(142) 14	一般
空　知	4. 11. 28	滝川市ホテルスエヒロ	・商　法（会社法）	札幌支部 理　事　板垣　俊夫	(108) 18	一般
宗　谷	4. 11. 16	稚内社会保険事務所 ２Ｆ　会議室	・健康保険、厚生年金等一般事務取扱いについて ・未適零細法人等の健保、厚保の適用促進について	稚内社会保険事務所 業務第１課業務第１係長　鳴海　正勝	(15) 9	一般
十　勝	4. 11. 14	帯広百年記念館	・自動車税・自動車取得税の申告の仕方と課税免除の取扱いについて	十勝支庁課税課 自動車税係長　伊藤　博	(130) 25	一般
釧　路	4. 11. 20	釧路市厚生年金福祉会館	・民法（相続）に関する戸籍法について	釧路地方法務局 戸籍課長　杉本　義明	(58) 13	一般
根　室	4. 11. 12	イーストハーバーホテル	・改正借地借家法について	根室簡易裁判所 判　事　廣畑　了	(18) 8	一般
	4. 11. 13	同　　上	・会社設立手続の実務	根室支部 副支部長　木嶋　正毅	(18) 7	〃

日政連北海道支部だより

会員増強に特段の努力

日政連北海道支部長　日向寺　正　幸

会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

平素は、本政治連盟につきまして格別のご配慮を戴き誠に有難うございます。お陰様で昨年度は、過年度分を含め日政連に対する会費全額納入を果たすことができました。これ偏に会員皆様の本連盟に対する深いご理解とご協力の賜ものであり、深く感謝申しあげる次第であります。

さて、ご承知のとおり当支部は北海道行政書士会の会員によって構成されるもので、全員参加を目指しており、従来から未入会の会員の方に入会をご要請申しあげておりますが、いまだ目標は達成されておりません。そこで当支部としては、昨年10月末、行政書士会入会会員の方に対しまして、当支部の設立経過、目的並びに政治活動の必要性等を記載した文書をもって、入会のご要請をしてございますので、どうか会員の皆様方からも一声かけて戴き、一人でも多くの方々に入会して戴きたいと願っているところでございます。何卒よろしく御願い申しあげます。

当支部も会員皆様のご協力のお蔭でようやく軌道に乗ってきましたので、支部活動の充実をめざすためにも今年は特に会員増強に力を入れたいと考えております。

日政連に於いては、目下行政書士制度の発展充実のための法改正の実現に精力的な行動を展開しており、行政書士議員連盟の国会議員も力を入れているところであります。今年が一番大事な年だと考えております。

何卒、皆様のご支援ご協力を切に御願い申しあげますとともに皆様にとって最良の年であることを祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

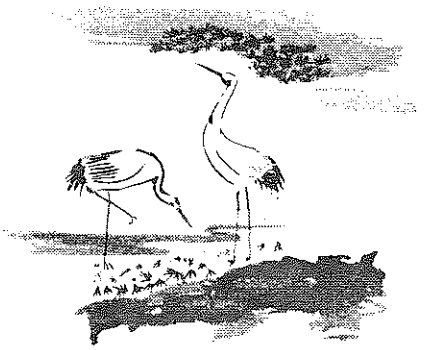

事務局の年末・年始休みのお知らせ

★年　末　12月29日（火）から休業
★年　始　1月4日（月）から始業

'93. 1.　第194号　平成5年1月1日 発行

発行人　日向寺　正　幸
編集人　坂　下　　尊
発行所　北海道行政書士会
印刷所　㈲酒井印刷所
札幌市中央区南3条西1丁目

札幌市中央区北1条西7丁目（西向）タキモトビル2階
TEL 代表(011)221－1221・FAX(011)281－4138
郵便番号　060
取引銀行　北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
北海道銀行本店(当 19116)
北洋銀行本店(普0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座　小樽3－8224番